

監 査 報 告 書

2025 年 5 月 28 日

学校法人 東京音楽大学

評議員会 御 中

学校法人 東京音楽大学

監事

船戸輝久

監事

陶山嘉代

私共は、私立学校法第 37 条第 3 項（令和 7 年 4 月 1 日改正前）及び学校法人東京音楽大学寄付行為第 15 条第 1 項（令和 7 年 4 月 1 日改正前）に基づいて、学校法人東京音楽大学の 2024 年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）における業務又は財産の状況若しくは理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私共は、監査に当り、理事会及び評議員会等に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、学校法人東京音楽大学の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（付属明細書を含む）並びに財産目録は会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務若しくは財産並びに理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上

監査報告書

2025年5月28日

学校法人 東京音楽大学
理 事 会 御 中

学校法人 東京音楽大学

監事 船 戸 輝 久 
監事 陶 山 嘉 代 

私共は、私立学校法第37条第3項（令和7年4月1日改正前）及び学校法人東京音楽大学寄付行為第15条第1項（令和7年4月1日改正前）に基づいて、学校法人東京音楽大学の2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）における業務又は財産の状況若しくは理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私共は、監査に当たり、理事会及び評議員会等に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、学校法人東京音楽大学の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（付属明細書を含む）並びに財産目録は会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務若しくは財産並びに理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上